

水泳指導業務委託
(豊川北小学校・彩都の丘学園(小学校)) 仕様書

1 事業の目的

本事業は、箕面市立小学校の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とする。

2 実施対象学校

①箕面市立豊川北小学校 児童数 453名

②箕面市立彩都の丘学園 児童数 993名

※人数については増減あり

※各学年の児童数・クラス数については、【別添】参照

3 事業の実施場所

民間スイミングスクール室内プール

4 指導実施期間

令和7年6月2日～令和7年12月5日

(補講等予備期間：令和8年1月～2月末)

上記、期間において以下の各学校の指定期間内(土日・祝日・夏季長期休暇・冬季長期休暇・運動会及び練習期間除く)に指定指導回数を定めること。

※運動会及び練習期間

①豊川北小学校 10月14日(火)～11月4日(火)

②彩都の丘学園(小学校) 9月29日(月)～10月20日(月)

※期間内における学年の割り振り等は、別途、当該校と協議のうえ決定する。

※補講については、別途、教育委員会・当該校と協議のうえ決定する。

①1学期 1年生・2年生

②2学期 3年生・4年生・5年生・6年生

5 水泳指導回数(1校あたり：基本6回+補講2回)

・体育科における指導

①各学年6回 × 6学年(下記(1)(2)(3)の時間で設定する)

指導時間 (1) 9:00～10:00

(2) 10:00～11:00

(3) 11:00～12:00

②補講2回 (計2回)

- ・移動時間及び着替え・準備体操等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。
(プール入水指導時間は 50 分)
- ・1 学年単位での水泳指導を基本 (各学年 6 回×6 学年+補講 2 回/校) とし、25 メートルプールにおける 1 レーンあたりの指導児童数は 25 名程度とする。
ただし、児童への泳力に関する事前アンケートの結果によるクラス設定で 1 レーンを分割して実施する等の場合は、別途、当該校と受注者で協議のうえ設定する。
※1 学年の児童・クラス数に関しては、【別添】を参照
※各学校の学年における児童数に応じて、連続した 2 学年 (低 (1-2 年)・中 (3-4 年)・高 (5-6 年)) を同一学年単位として実施する場合や、1 学年を 2 分割にして実施する場合等は、教育委員会、当該校と協議のうえ、設定すること。
※インストラクターをクラス設置毎に配置すること。
- ・補講指導は、各学年 6 回の水泳指導において欠席者・見学者・目標を達成できなかった児童・希望者を対象とする。日程および対象児童は、受注者は当該校と協議のうえ設定する。

6 委託料の支払い回数

1 校あたり：6 回払い (計 12 回：6 回×2 校)

- ・各学年 6 回完了時
- ・ただし、水泳指導完了時の最終学年においては補講指導完了時
- ・委託料における 1 回あたりの支払額は、2 校の契約総額を 12 (6 回×2 校) で除した額とする。端数については、最終回 (12 回目) の支払いの際に調整するものとする。
- ・委託料の支払いは、水泳指導が履行された場合のみに支払うものとする。
学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受注者で代替日を調整し、年間で各学年 6 回および補講の水泳指導を実施すること。学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合のキャンセル料等は発生しない。
上記理由により、予定していた水泳授業の実施が不可となった場合に発生する諸費用は、受注者の負担とする。
- ・水泳指導運営にかかる諸費用 (指導者用・教師用マスク等) が必要な場合は、受注者が負担すること。

7 指導内容

指導内容は、小学校については小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、当該校と受注者で打ち合せの上、決定すること。

8 指導方法

- ・受注者はインストラクターをクラス設定毎に配置し、教員と共に水泳指導にあたること。
- ・インストラクターは、教員とのチームティーチングにより、児童一人ひとりの実態に合ったきめ細かで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。
- ・安全面に十分配慮し、常時1名以上の監視員を配置すること。

9 施設

(1) 場所

水泳指導の時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。

(2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。

(3) その他の施設等

①保健施設

体調不良や怪我等の児童生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

②更衣室

男女別の更衣施設があること。

③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレおよびトイレ後の衛生面の確保の為にシャワー施設があること。

④空調施設等

移動におけるバスの気温、更衣室、プール室の気温及び水温は、気候・熱中症対策・寒さ対策・児童の健康に留意した安全な水泳指導が実施できる適正温度を保ち、学年に応じて調節が可能であること。

なお、上記の施設は新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策を講じること。

⑤バリアフリー対応等

支援児童が安全に移動できるように、段差や手すり設置等について事前に動線確認を行うこと。

10 移動手段・移動時間

- ・支援児童を含む全児童及び教職員の移動ができるよう、受注者がバス等を確保し、送迎を行うこと。
- ・有料道路等にかかる通行料金は、受注者が負担すること。
- ・バス等での移動が困難な支援児童に対しては、受注者が別途、介護タクシー等（民間介護タクシー、UDタクシー等）を手配すること。
- ・各学校から、民間スイミングスクールまで、全児童・教職員が安全に乗り降りできる

場所を確保し、最も安全なルートで送迎すること。

- ・受注者は、バス等降車時は、バス等に児童の置き去りがないよう対策を講じること。
- ・移動時間は、インターネット等の一般的な計測方法でバス等での移動時間が、各学校から民間スイミングスクールまで 20 分以内とする。

1 1 その他

(1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(2) 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- ①水泳指導中において、受注者の重過失により事故が発生した場合。
- ②水泳指導のためのバス等での移動中に事故が発生した場合。
- ③水泳指導のためのバス内で児童の置き去りが発生した場合。

(3) 水泳指導の流れ

①指導内容等打ち合わせ

- ・当該校と受注者は、移動および水泳指導に関して、事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。
- ・受注者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、水泳指導の最初と最終結果を評価指標とする。

②実施

実施にあたっては、ティームティーチングにより、安全で効果的な指導を行うこと。なお、学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受注者で代替日を調整し、年間で各学年 6 回の実施機会・補講日 2 回を確保すること。

③報告

- ・当該校と受注者は、1 回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたった教員・インストラクター、指導内容、児童生徒の健康の状況等を記録すること。
- ・受注者は、各学年における全ての水泳指導が終了後は、すみやかに事業完了報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。
- ・受注者は学習指導要領に基づいた評価項目における結果を各学年における全ての水泳指導が終了後、当該校および教育委員会へ提出すること。

④当該校が、自校のホームページに授業の様子等を掲載することを許諾すること。

⑤本市における水泳指導等業務委託の一貫として、教育委員会と協議のうえ、箕面市立全小中学校から受注者の水泳指導実施場所（室内プール）まで、教育委員会が指定する時間におけるスクールバスにて実走した際の所要時間の計測を実施し、教育委員

会へ報告書を提出すること。

- (4) 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。